

江戸川区に居住されていて、江戸川区域外の国公立小中学校に通学中のお子さんで、**2024年度**就学援助費受給申請をされる場合は、下記の要領でお申込みください。

## 1.申請方法について

### ■電子申請

区HPをご確認ください。「電子申請システム」または、「ぴったりサービス」から受給申請を受付けします。

※「ぴったりサービス」については、令和6年5月1日から電子申請受付けをします。

### ■窓口にて申請

申請書に必要な事項を記入し、学務課学事係（本庁舎4階5番）にご提出ください。

### ■郵送提出

【郵送先】〒132-8501（住所の記入は不要です）

江戸川区教育委員会事務局学務課学事係

※普通郵便では、郵便事故の際に補償ができません。追跡サービス付き郵便物でのご利用をお勧めします。

- 申請書類は学務課学事係（本庁舎4階5番）に受け取りに来ていただくか、郵送にてご請求いただけます。
- 申請書類を郵送請求される場合は、お手持ちの封筒に1及び2を同封の上、以下の宛先までご請求ください。

#### 【請求先】

〒132-8501（住所の記入は不要です）

江戸川区教育委員会事務局学務課学事係宛

### 1. 就学援助費申請書類請求書

区HPから「就学援助費申請書類請求書」をダウンロードし、必要事項を記入してください。ダウンロードできない場合は、白紙等に次の必要事項をご記入ください。

※請求書1枚で3名分まで請求できます。

- ①請求者（保護者）氏名
- ②請求者（保護者）連絡先
- ③請求者（保護者）住所
- ④就学援助を申請する児童生徒の氏名・在籍校名

### 2. 返信用封筒

就学援助費申請書類を郵送請求する際には、請求者（保護者）の郵便番号・住所・氏名を記入し、94円切手を貼った「返信用封筒」を同封してください。

## 2. 必要な添付書類について

「就学援助費のお知らせ」をお読みのうえ、必要な書類を添付してください。

### ○注意事項

下記に該当する場合は添付書類が必要となります。

- ① 令和6年1月2日以降に江戸川区に転入された方
  - ・ 令和6年度課税・非課税証明書、所得証明書等  
(令和5年分の所得金額・扶養情報が記載されているもの)
- ② 家族の中に江戸川区以外に住民登録をしている人がいる
  - (単身赴任の父母・遠隔地扶養の子)
  - ・ 令和6年度課税・非課税証明書、所得証明書等  
(令和5年分の所得金額・扶養情報が記載されているもの)
  - ・ 住所、氏名、生年月日がわかる書類(住民票・保険証の写し等)

※ 課税・非課税証明書、所得証明書等は令和6年4月1日現在、16歳以上の方全員分が必要です。所得金額が記載されていない場合は審査できません。

## 3. 提出期限

2024年7月19日(金)まで

※提出期限を過ぎた場合は、提出があった月からの認定になります。

## 4. 認定結果について

結果通知を2024年10月初旬にご自宅へ郵送します。

## 5. 就学援助費の支給について

認定を受けられた方への就学援助費は、2025年2月頃に通学している学校に調査後、金額を算定します。金額算定後、支給内訳書をご自宅へ郵送します。就学援助費の支給時期は2025年4月中旬頃、一年分を一括でお振込みします。

## 6. その他

翌年度も希望される場合は、再度同様のお申し込みが必要となります。

〈問い合わせ先〉

江戸川区教育委員会事務局学務課学事係

江戸川区役所本庁舎4階5番

☎ 直通 03 (5662) 1624